

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和5年 9月 20日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【総務部関係】

①議案第63号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項【企画部関係】

①公共施設の受益者負担の適正化について

(3) 議案審査【消防本部関係】

①議案第66号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

(4) 所管事務調査【教育委員会関係】

①学校規模適正化推進事業について

(5) 報告事項【教育委員会関係】

①通学路の重点対策について

3、その他

(1) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治
委員	南 澤 克 彦
委員	先 川 和 幸
委員	秋 田 雅 朝

副委員長	山 本 数 博
委員	田 邊 介 三
委員	熊 高 昌 三
委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員 (なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（19名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	高 藤 誠
企 画 部 長	高 下 正 晴	消 防 長	近 藤 修 二
教 育 次 長	柳 川 知 昭	教 育 参 事	和 田 治 子
総 務 課 長	新 谷 洋 子	財 政 課 長	沖 田 伸 二
健 康 長 寿 課 長	中 村 由美子	予 防 課 長	逸 見 飛 鳥
教 育 総 務 課 長	内 藤 麻 妃	予 防 課 課 長 補 佐	大 野 法 希
財 政 課 財 政 係 長	小 野 哲 司	健 康 長 寿 課 健 康 推 進 係 長	深 田 京 子
予 防 課 予 防 係 長	藤 原 祐 介	教 育 総 務 課 学 校 施 設 係 長	玉 井 郁 夫
教 育 総 務 課 学 校 統 合 推 進 室 統 合 推 進 係 長	岡 本 充 行		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	総 務 係 長	日 野 貴 恵
主 任 主 事	山 口 渉		

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 芦田委員長      ただいまの出席委員は7名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第8回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、9月7日開会の本会議において付託のあった2件の議案審査、1件の所管事務調査、2件の報告事項を受けます。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長      本日は2件の審査、1件の調査、2件の報告があります。詳細は担当より御説明をします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 芦田委員長      それでは、議事に入ります。  
これより総務部に係る議案審査を行います。  
議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
新谷総務課長。
- 新谷総務課長      健康あきたかた21計画策定委員会設置条例に基づく委員の報酬を新たに定めるものです。  
説明資料の1ページをお願いします。  
委員は、健康あきたかた21計画の策定に関する事項を調査及び審議し、市長に答申する目的で設置するもので、報酬額は日額7,000円です。  
以上で説明を終わります。
- 芦田委員長      説明を終わります。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。  
南澤委員。
- 南澤委員      これも昨日の産業厚生の方の健康あきたかた21計画策定委員会設置条例に基づくものだというふうに思うんですけども、この特別職の職員で非常勤のものの委員が、今回そういうものが条例としてなかったんで条例がつくられたと。それに付随して非常勤のものの報酬及び費用弁償の条例に加算するものなんですけれども、こういった漏れているものがほかにないのかというのを伺いしたいと思います。
- 芦田委員長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
新谷課長。
- 新谷総務課長      委員報酬の中で漏れているものというものは、現在把握はしておりません。よって漏れているものはないと考えております。
- 芦田委員長      答弁を終わります。  
南澤委員。
- 南澤委員      この条例には、別表のところでたくさんの職種というか、たくさんの委員だったり医者さんだったりというところが位置づけられているん

ですけれども、この辺りというのは、既に役割が終わったものもあるのではないかなというふうに見受けられるものもあるんですけども、そういったものの見直しというのは、今後どのようにされていく予定でしょうか。

○芦田委員長      ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長      委員御指摘の、もう既に任務が終わった報酬が上がっているのではないということなんですけれども、そちらに関しましては、それぞれ所管している部署と調整をしながら今後検討してまいりたいと思います。

○芦田委員長      答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員      計画策定委員の報酬及び費用弁償の予算について、ちょっとお伺いしたいと思います。

それで、この条例改正が、今、年度途中なんですけど、これが公布の日から施行するということになると、年度途中で既にそういう委員会というのは開催されたりするのでしょうか。

○芦田委員長      ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

新谷課長。

○新谷総務課長      本会期における補正予算のほうに計上させていただきました。9月の補正予算に計上をさせていただいております。

○芦田委員長      答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員      9月の補正ということで、きちっと見てなかったんですが、委員会の設置要綱を第2次のときのをちょっと見させてもらったら、これは多分3次も変わらんとするんですが、第8条で予算の範囲内において報酬を支給するというふうにされておるんで、まずは予算計上が要るんだろうなというふうに思いました。

そこのところで、第2次のときは策定委員は11人以内でということで11名だったんですが、今回は12名以内とするということで、1名ちょっと増えているというふうに認識するんですが、ちょうど今日、長寿課のほうも来ておられるので、その1名分増加する内容的なことを伺ってもよろしいでしょうか。

○芦田委員長      ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

中村健康長寿課長。

○中村健康長寿課長      ただいまの健康あきたかた21計画策定委員の人数ということですが、現在考えておりますのが、昨日の条例の第3条で上げさせていただいております四つの関係団体から、今のところ報酬が発生しますのは10名と予定しております。

以上です。

○芦田委員長      答弁を終わります。

- ほかに質疑はありませんか。
- 芦田委員長 暫時休憩します。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前10時08分 休憩  
午前10時09分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
再度答弁を求めます。  
中村課長。
- 中村健康長寿課長 失礼しました。  
このたびの計画策定委員会設置条例で1名増えたということでしたが、保健医療関係のところを1名増やす予定がございましたので、12名というふうにさせていただきました。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
秋田委員。
- 秋田委員 1名は増えたんですが、この報酬が発生するのは10名だということなので、これは第2次のときと変わらないということでもいいんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
中村課長。
- 中村健康長寿課長 そのとおりでございます。第2次のときと同じ10名ということで予定しております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 報酬額は日額7,000円ということなんですけれども、私が議員になる前とかいろんな委員会に出ていた頃もたしかそのぐらいの金額だったなというふうに記憶しております。  
いわゆる市の情勢も変わってますし世の中の情勢もいろいろ昔から変わってると思うんですけども、この7,000円が妥当かどうかというところの議論というのはされたんでしょうか。
- 芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
新谷課長。
- 新谷総務課長 7,000円の額につきましては、前回の策定委員会の報酬額を参考にさせていただいたのと、他の委員との均衡もありますので、7,000円という額に設定をさせていただきました。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第63号の審査を終了します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

これより企画部に係る報告を受けます。

公共施設の受益者負担の適正化についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長 それでは、公共施設の受益者の負担の適正化について説明をします。  
説明資料の1ページをお開きください。

1、適正化の必要性です。

公共施設の維持管理や運営など行政サービスを提供するための経費は、利用者の使用料や税金などによって賄われています。そのため、特定のサービスを受ける人に受益の範囲内で応分の負担をいただき、利用する人とならない人の負担の公平性を確保する必要があります。

本市の公共施設の使用料等は、2018年度に受益者負担の適正化について方針を示しました。主な内容は、合併前の旧町ごとや類似施設間においても異なっていた使用料を、利用する施設の面積、具体的には会議室や体育館、グラウンドなどの広さのことですが、この面積に応じた料金体系とすること、受益者の負担割合を設定すること、また原則として見直しは5年程度ごととすることです。

厳しい財政状況の中、持続可能な施設運営のため、受益者に適正な負担を求める必要があると考えています。

次に2、受益者負担割合の状況です。

今回説明する施設は人権福祉センター、グラウンド、文化施設、基幹集会所等、体育館です。

この表の数値は2019年度の実績を基に整理しています。2019年度とした理由は、2020年以降、新型コロナの影響により通常どおりの施設運営

ができなかったためです。

運営コストは、人件費や需用費また、減価償却費も含めて算出しています。推計した使用料収入は、実際の利用時間から算出したものです。その結果、推計した使用料収入と運営コストから算出した受益者負担割合は13.5%となりました。

次に3、受益者負担割合の考え方です。

公共性の程度に応じて受益者の負担割合を定めます。それぞれの施設によって、二つの基準を組み合わせで分類します。一つ目は、行政が負担すべき必需性の程度です。二つ目は、民間業者によるサービスの提供の有無など市場性の程度です。

これらの分類を行う目安として、対象とする施設が、必需的还是選択的か、非市場的还是市場的かというサービスの性質によって受益者の負担割合を設定し、それぞれ区分を3段階としました。①として、集会施設は25%、②として、スポーツ施設は50%と、受益者負担割合を設定しています。

続いて、2ページを御覧ください。

施設の設置目的や規模等を基に五つの施設を区分し、現在の使用料と先ほど説明した受益者負担割合に基づき算定した、あるべき使用料を比較しました。

(1) 人権福祉センターです。現在の使用料の受益者負担割合は17.8%です。これを25%に引き上げた場合、使用料は約1.4倍の増となります。(2) グラウンドです。現在の使用料の受益者負担割合は25.2%です。これを50%に引き上げた場合、使用料は約2倍の増となります。

3ページをお開きください。

(3) 文化施設は約2倍の増、(4) 集会所等は約2.7倍の増、(5) 体育館は約3.7倍の増となります。

最後に今後の方針です。

今回の説明は、あくまであるべき使用料を試算した現状把握の結果になります。今後、見直しについては施設ごとに適正な時期を見極めたいと考えています。また、改正額についても段階的に見直す方針です。

今後、検討していない施設も適切な使用料等を施設ごとに検討していく予定です。

5・6ページをお開きください。

参考1として、記載している施設が今回検討した施設一覧になります。

次に、7ページから9ページが参考2として、条例に使用料等の条文があるそのほかの施設になります。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本委員。

○山 本 委 員 今、考え方を示されたんですが、これ、すぐやるということじゃないことを最後に言われましたので、3番の受益者負担割合の考えというところがなかなか具体的には頭に入らなかった。必要性による分類、選択的・中間的・必需的で市場性による分類、非市場的・中間的・市場的というように、そういうように分類して積算してみたという話なんですけど、具体的にどうなのかというのが全く頭に入って整理できんです。

この中に私が言うことがどれに該当するんか、考え方を示してもらいたいと思うんですけど、受益者負担ということが前面に出ておるんですが、市の行政として、文化・スポーツの振興というのがあるんです。年齢ごと、世代ごとにスポーツならスポーツ、文化の振興・推進とかいうのが行政の中に必ずあるんですけど、私の場合、野球が好きなので、野球やなんか、少年野球も指導してきましたけど、スポーツの関係でいいましたら、スポーツを行政が振興していく場合に、この中で必要性による分類、市場性による分類というところはどういうふうな見方で考えたらいいんでしょうか。

○芦 田 委 員 長 答弁を求めます。  
沖田課長。

○沖田財政課長 今回、スポーツ施設については②の50%の受益者負担割合を設定しています。必需性が選択的かという公共性の程度ですけれども、こちらを中間的というふうに設定をし、市場性は、やはり中間的、これは民間の事業者も参入することができる、または民間の事業者の提供が困難というところの程度ですけれども、こちらも中間的を設定し、50%を設定をしています。

○芦 田 委 員 長 高下部長。

○高下企画部長 ただいまのスポーツ施設のところが50%というふうになって、一方で集会施設が25%というふうに比較的、受益者負担は低くてもいいというふうに考える、そこの違いを御説明しますと、例えばスポーツとかそれから文化活動ということであると、それをやるという方は限られるといえますか、野球をする人は野球場を使うでしょうし、そのほかの方は使わないというふうな、そういう意味で選択的な度合いが一般的な集会施設よりは高いというふうに考えています。

集会施設であれば、どんな方でもそこへ行って会議とかということであればどなたでも行かれるでしょうし、広くそのスポーツをやる人・やらない人ということで区別がされるというふうなことがないという、そういう意味で選択的な度合いが低い、一般の方が使う可能性が高いと、そういうふうな判断かなというふうに思います。

以上です。

○芦 田 委 員 長 山本委員。

○山 本 委 員 今の答弁は、趣味でやりたいもんが積極的に使うというスタンスになった考え方じゃろと思うんです。私が言うとするのは、行政でスポーツ振興をして、この安芸高田のまちをどうしていこうかというところの中から

スタートしたスポーツについてはどうするんかいうところは、どの辺のスタンスで見ておられるんかいうことを聞いた。

分からなかったら具体的に言いますけど、グラウンドゴルフが今、はやってますね。その世代を見たらほとんど言っちゃなんですが、老人クラブの人が中心にスポーツ活動をされてます。これは、敬老者のスポーツ振興をしていく上では重要なものだと思うんですけど、あれは好きでやりよるんじゃけ50%の負担をしてもらわないけんと、こういうスタンスでおられるのか、敬老者の屋外活動を推進するんだと、そういうスタンスで行政が推進しよるんだったら、そこらの負担率はどのように考えられとるんかいうところを示してもらいたいと思うんですけど、それを質問するんです。一例ですよ。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど来、職員が説明したとおりです。もう一遍いきます。資料の1ページ、3の表をよく見てください。答えはここに全部書いてあります。これぐらい読み取ってください。いいですか。

まず、スポーツというものは総じて選択的なんです。本来的に。やってもやらなくてもいいですし、やるにしてもどのスポーツを選んでもいいんです。当たり前の話です。

ただし、今どこに区分されてるかといえ、2のBですよ。つまりそれよりも中間的なほうに寄ってるんです。

今、委員自身がおっしゃったとおり、市としてスポーツ振興をしています。ゆえに選択的で本来あるんですが、中間的なものとして市は位置づけている。その結果がこのマトリックス表において中段になってるんです。

先ほどもそのように説明をしています。理解をしてください。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 今の市長の答弁は抽象的で全く分かんですよ。市がスポーツの振興をするスタンスでもってものを考えたらどうなんかいって聞いたんです。今のは全く分かりません。抽象的で。もう一度お願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○石丸市長 委員長、整理をお願いしますか。どっちが抽象的であるかと言えばあちらです。議論が、意味が、分からない。完全に抽象的です。一方、私は資料を指して、この表を用いて具体的に説明をしています。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 では、休憩を閉じて会議を再開します。  
山本委員。

○山 本 委 員      もう一度質問しますが、市が具体的にスポーツ振興をしようとして、バレーならバレーで、家庭内における女性の人にどんどん表へ出てもらって、このスポーツで地域が活性化するように、バレーのチームをつくって市内対抗、地域対抗をやりながら、家庭内における女性の人々がどんどん出てもらうような、女性のバレーボール大会を振興しようとして企画して進めた場合に、それが功を奏して各地にできて、そのママさんバレーというのは安芸高田市で頻繁に行われてきたと。これは行政が仕掛けたスポーツ振興です。

そこらを受益者負担というスタンスにかけて、グラウンドなら50%、体育館なら何%とかいって決められておりますけど、ここらの行政が進めようとするスポーツ振興の部分は、やっぱり好きなもんがやりよるけ、これだけは出してもらわないけんのじゃいう見方で見られたのかということを問うてみたいと思います。

行政のスポーツ振興と受益者負担いうところは、どう考えられとるんか具体的に教えていただきたいと思います。

○芦 田 委 員 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      議事進行について申し上げますが、先ほど既に具体的に筋道立てて説明をしています。重ねて抽象的な意味が分からない質疑が返ってきて困ってます。もし、こちらの理解が足りないとおっしゃるのであれば、委員長のほうでまとめてそしゃくして教えていただけますでしょうか。意味が不明です。

○芦 田 委 員 長      ただいまの山本委員の質問は、最後に言われた行政のスポーツ振興と、受益者負担についてどう考えているのかという質問でした。

○石 丸 市 長      一つ前の答弁できれいに返しましたが。返ってなかったですか。3回言いましたよ、課長から、部長から、そして私。この1ページの下の話です。

○山 本 委 員      その意味が分からんけ、もう一回問いよる。

○石 丸 市 長      それは委員本人の問題であって、執行部の答弁によるものではないです。

○山 本 委 員      いや、理解できるように答弁くださいや。提案したんでしょう、理解できんけ問いよる。

○石 丸 市 長      何を偉そうに言いよる。

○山 本 委 員      偉そうに言いよりやせんじゃない。ただ…。

○芦 田 委 員 長      質問は手を挙げてお願いします。

○山 本 委 員      いや、今の質問、返してこんけ言いよる。。

○石 丸 市 長      返してますよ。

○山 本 委 員      返してないって言いよる。

○芦 田 委 員 長      田邊委員。

○田 邊 委 員      すみません、今の関連する部分で、ちょっと整理させてもらいたいんですけど、僕の頭も何かちょっと混乱してるので。

先ほどの答弁は、そもそもスポーツは選択であるという説明だったので、要は、される方がスポーツをするしないの選択だったり、何を選ぶかという選択なので、本来はその考え方なら、この表の必需性による分類は3に当たるというのが市の考え方、本来はそうなんだけれども、スポーツ振興の観点から、本来3であるものを2にしているという認識でよろしいでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 そのように説明をしました。御理解をいただけて幸いです。

田邊委員。

○田邊委員 その上で、市場性による分類という部分で、A B Cのどれに当たるかという部分なんですけれども、いわゆるスポーツ施設はBの中間的であるということで、要は2のBに当たると思うんですが、ただ、この民間による提供の余地がある施設ということなんですけれども、スポーツ施設、例えばグラウンドなんかは民間による提供の余地がある施設なのかどうかというところは、ちょっと疑問があるんですけれども、そこについての説明をお願いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

沖田課長。

○沖田財政課長 区分を3段階としておりまして、Aについては提供の余地がないというところになりますけれども、Aほどではないというふうに認識をしてまして、今回Bを選択している状況です。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

石丸市長。

○石丸市長 ここで民間によると書いてあるんですけど厳密に言うと民間だけにはよらないです。すなわち代替施設があるかどうかというふうに御理解いただければと思います。

グラウンドの例でいえば、この安芸高田市内にグラウンドは幾つかあります。それは一番最寄りが便利は便利なんですけど、ほかにも使えないわけではありません。その意味でBに区分されています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員 その上で、この一番下の負担割合のパーセンテージに入ってくるんだと思うんですけれども、0%だったり25%だったり50%だったり70%だったり100%だったり、いろんな振り分けがあって、山本委員の質疑は25%が50%になるという倍になるからという意図で聞かれたのかなというふうに勝手に想像はしてるんですけれども、このパーセンテージの割合の設定そのものが、何か25から50にぼんと上がっちゃうので、すごくなんか倍になるので負担割合が増えるように見えてしまうのかなと思うんですけれども、そのパーセンテージの設定、このマトリックスをやっ

たときにこのパーセンテージの割合でここに当てはめたというところの説明をちょっとお願いします。

○芦田委員長

沖田課長。

○沖田財政課長

この表については、明確にイメージされているようなものはございませんが、他の自治体でも導入されている考え方です。それらも参考にしましたけれども、今回は本市においては3段階の区分、25、50、75、100というふうな区分をすることで結論に至っています。

○芦田委員長

答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員

確かにこういう整理をするほうが比較的スムーズにはなるんだろうというのは分かるんですけども、ただ本来、いわゆる施設の収支といいますか、その改善だったら、その収支のもちろん利用率にも差があるわけで、その施設ごとに料金設定の考え方をするほうが、先にパーセンテージというか割合を当てはめるよりはいいんじゃないかと思うんですけど、その辺の整理ってどういうふうにご考えておられるのか伺います。

○芦田委員長

沖田課長。

○沖田財政課長

2ページ、3ページ、4ページにおいて、施設を五つに分類しています。そこでそれぞれに係る運営コストであったり、利用率であったり、受益者負担割合を現状を把握して整理をしています。

その上で今回設定した受益者負担割合を変更することを、あるべき使用料ということで現時点で現状把握をした結果です。

○芦田委員長

高下部長。

○高下企画部長

少し補足をいたしますと、個々の施設でそれぞれ使用料というところを判断するのが適した施設と、そうでない施設があるかなというふうに考えてます。

今ここにお示ししているのは人権福祉センター、グラウンド、文化施設、基幹集会所というふうに、それぞれ例えば集会所や人権福祉センターであれば、そこで会議をやったりとかいうふうな共通の使い道があります。グラウンドについても同様です。グラウンドの中では同様の使い方をするというふうな、そういう前提で考えております。

ですので、吉田町の中心部にあるところ、それから高宮町、美土里町などいろんなところに文化施設が点在してますけども、それぞれ同じこのぐらいの部屋で1時間使うんだったら幾らよというふうなことは、これは共通しているべきだというふうに考えています。

ですので、似通った使い方をしている種類ごとにまとめて、それぞれ面積ごとの区分を出して、そこで共通の使用料と受益者負担を定めているというのが今回の整理になります。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

田邊委員。

○田邊委員

すみません、僕の聞き方が悪かったというのがよく分かったんですけ

ど、要は、それは分かるんですが、そのあるべき使用率が先に来て、要はこの表で、まず25%なのか50%なのかというのが来て、それに合わせて、その後、具体的なのは今後決めるということだと思んですけども、あるべき使用率を先にぽんと出しちゃうのであれば、じゃあ本当にこの25%、50%、75%というパーセンテージの割合がいいのかという根拠がないと非常に判断しづらいんじゃないかなと思うんですけど、例えばこれが30%じゃ駄目だったのかとか、どういえば、50%が60%じゃないと駄目なのかとか、そこの部分の説明をちょっとお願いしたいんですけども。

○芦田委員長

石丸市長。

○石丸市長

ちょうど先日の南澤議員の一般質問の中で出てきたポイントなんですけども、これはまさに総合的に判断するしかありません、最終的には。もしこのまちが財政的に余裕があるならば、これを全部ゼロにすればいいんです、できると思います。ただ、そんなことは不可能です。なのでぎりぎりのラインを今、探ろうとしています。

そのぎりぎりのラインというのは、適当に線を引くんじゃなくて、このようにきちんとロジックを立てて線を引く必要があるので、そのとおりにやっています。

最終、この適正化、今回は理論値を出すにとどめていますが、先ほど急ぐ話じゃないというふうに山本委員はおっしゃってましたが、急ぐ話です。これは放置すれば放置した分だけ市の財政は苦しくなってきますし、何よりも今ここにおいては、受益者負担の適正化がなされてない状況ですので、市民にとって不公平な状況が放置されています。問題がほったらかしになってるんです。この5年間。5年前の見直しも到底十分なものではありませんでした。いいかげんな、はっきり言って。なあなあな見直ししかしてないんです。だから財政がこんだけ苦しくなってるんです。

それではいけないということで、改めて本来あるべき、それはこのまちとして落としどころを探るというラインです。それをこのマトリックスを一つ目安として設け、これに基づいて議論をしていく、始めたというのが今回の報告になります。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

同じく1ページ3の受益者負担割合の考え方のところについて、お伺いします。

市場性による分類の表のところで、ABCとあるんですけども、先ほど代替があるかないかで、民間による提供が困難、だけど代替があるので中間的なBだよねというような説明をされたかと思うんですけど、特に体育館とかグラウンドといった体育スポーツ施設についての代替というのは、具体的にどういったものを指していらっしゃいますでしょうか

か。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 例えばグラウンドですと25ありますので、そういう意味です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今、市長は、そういえばゆっくりいうて、急いでおらんと言うたいうて言われたんじゃが、そんなことを言った覚えはないですよ。ただ、この受益者負担割合の考え方が分からんいうて問うたんであつて。

今、田邊委員の質問で随分理解できるようにはなったんですが、やっぱり3番で今、南澤委員が先ほど質問されたんですが、この市場性による分類でABCの中に、これはどういうなんか知りませんが民間による提供が困難な施設いう、安芸高田市にグラウンドとか体育館に代わる民間の施設は、私はないと思うんです。安芸高田市内だけじゃなくて隣接地も含めての考えかもしれませんが、民間による代替施設とは、体育館とグラウンドに関してはどこに何があるんでしょうか、この近辺。

同じような南澤委員の質問と同じやろと思いますけど、先ほどの質問じゃ分からなかったんです。具体的に教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 適切な議事進行を求めます。既に答弁した内容です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 南澤委員の答弁とさっき同じだったんですが、あの答弁では全く分からなかったです。じゃあ一例で、安芸高田市内の公設のグラウンドに代わる民間のグラウンドはどこにありますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○石丸市長 その前段で南澤委員の前の質疑で答弁をしています。ゆえに南澤委員は、先ほどの質疑に対する私の短い答弁で納得されて質疑を終えられています。無駄な質疑を繰り返さないように指導をお願いします。

○芦田委員長 山本委員、質問が市内で民間による代替施設はどこにあるかという質問が山本委員から出てるので。

○石丸市長 民間と書いてありますが、代替の施設があるかどうかだとまずもって断りました。民間に限らないと、民間によると書いてあるが、民間によらないものも含めて代替があるかないかと。

それで、それとは何かと南澤委員が言われたので25あるものだと、その前のところでも言ってます。最寄りのグラウンドが便利だろうが、それ以外のグラウンドも使えるはずだと。

○山本委員 どこにあるんかて聞きよる。

○石丸市長 25あります。

○山本委員 どこにあるん。

○石丸市長 馬鹿な質問させないでください、本当に。

○山 本 委 員      どこにあるんか言いよるのに、25ある言うても分かるわけない。誰が聞いても分かるわけない。

○石 丸 市 長      書いてあります。

○山 本 委 員      分かるように答弁ください。

○石 丸 市 長      ふざけた質疑させないで下さいよ。時間がもったいない。

○芦 田 委 員 長      南澤委員。

○南 澤 委 員      代替があるかというのは、ほかに使えるグラウンドがあれば、それが民間ではなく公が管理してるものでも代替があるという判断なんだと思います。

グラウンドに関しては今、利用率が18.7%ということで、5分の1以下の使用状況、要は5分の4は空いている状況なんだと思います。そこを使えばいいじゃないかということで代替が可能なんだという判断でBということ言われていると思うんですけども、利用率の話で、もしそうだとするならば、どのくらいの利用率になると代替が難しいという判断になるんでしょうか。

○芦 田 委 員 長      答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長      今の南澤委員の質問によって、恐らく御本人はもう理解されてるんだというふうにこちらで認識を持てました。なので、その前の質疑というのは無効だというのが改めて実証されたわけなんですけど、今の話でいくと、利用率、これが例えば2倍になれば36%、37%ですけども、このあるべき使用料は、単純にここまですらなくても十分回るようになってくると。まだ、たった4割いかない程度です。

何回もお伝えしますが、これはグラウンドですけども、このまちというのは公共施設が多過ぎるんです。それを減らしましょうと言って、ずっとこれまで2015年から言ってるわけですから、大前提として減らすべきなんです。

この利用率を上げなきゃまちがもたないんです。そういう意味で今、委員が質問された、質疑をされたどこまでいったらもう十分というのは、ないんです。ないんですが極力これは上げていくべきだと思います。

○芦 田 委 員 長      答弁を終わります。

南澤委員。

○南 澤 委 員      今の話は3の受益者負担割合の考え方、市場性による分類のところ、民間による提供が可能か、それとも民間による提供が困難かという話ではなくて、どれくらい利用されているか、利用率が高いものについてはたくさんみんな使って、みんなが利用料を払うので運営が助かりますと。全然使っていないところについては、やっぱり全体の運営費の中で受益者が負担しているところが少ないので、公のお金がたくさん入っている、そういう状況はよくないよねということなんだと思うんですけども、その受益者負担率というのは、利用料の話と使用率、利用率の話が両方あるんだと思うんです。ここは適正なところを見つけていかなきゃいけ

ない話であるはずなんですけれども、ここでは「市場性」という言葉を使っている。利用率も判断の基準に入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、マトリックスの中に入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、ある程度の利用率が担保できるというか、ある程度の利用率でみんなが使っているところなら、その金額、使用料、受益者負担が下げられるんじゃないかなと思うんですが、そういう議論はないんですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、このマトリックスの立てつけをもう一度おさらいするんですけども、これは非常によくできてまして、一般質問の中でも言った気がするんですが、需要と供給、その両サイドからつくられています。供給側がこの市場性の部分です。需要側が選択的か必需的かです。提供するほうとそれを使用するほうと、その二者の視点から、ちょうどいい落としどころを探ろうとしています。

南澤委員が今おっしゃった利用率というのは、これはまた違う視点になってきます。その二つの掛け合わされた結論なんですよ。なのでこれ、どれを変数とするかによって解き方が変わってくるんですけども、ここでは利用率というのは事後的に求まるものだというふうにしてます。結果、結論です。

これを高めていったほうがいいというのはもちろんです。究極的には100%になったほうがいいんですね、はい。90%よりも100%のほうが、要は市民みんなが使い倒しているという状態が理想的ではあるんですけども、それにどこまで近づけられるのかというところです。

それはまたちょっと違う視点だということを今お話をしました。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 具体的ではなくて総括的になるかも分かりませんが、今後の方針ということでお伺いしたいんですが、当然、今日は報告事項ということで、今後しっかり協議をしていくということは理解させていただきたいと思います。

それで、2018年度に方針を示して5年程度ごとに適正化を図るということで、2023年の今、報告を受けたわけですが、これでいくと利用料の見直しは、各施設区分ごとに適正な時期を見極めて、改正額についても段階的に見直すということなので、最終的には今、市長が思っておられるのは、これを改正していく、見直していくのは2024年度、2025年度なのか、それはまだ段階的ということでは決めようがないということの理解でいいんでしょうか。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 今回については、全体の現状把握をまずお示しをしています。今後、

この資料を基に、いつの時期が適正かということ、またどの施設区分をどの時期にということ、これから議論していきます。その中で、上げるに当たっては周知期間も十分に設けるなどしながら考えていきたいと思っています。

また、3.7倍とかという大きな数字もございますので、段階的な受益者負担の割合がどの程度かをこれから詰めていきたいというふうに考えています。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 一言で申し上げれば、可及的速やかに利用料金の見直しを実施したいと考えています。なぜならば、先ほど来、申し上げているとおり、長年ほったらかしにされてきた案件です。

この間、市の財政は蝕まれています。違う言い方をすれば、使っている人にとってはありがたいんですが、使っていない人、グラウンドなんかでいえば使っていない人のほうが多いわけなんです、その人たちにとって極めて不公平な財政支出が続いています。なので常に受益者負担は適正化しなければならないんです。なので、できるだけ早くこの料金を見直すべきだと考えています。

それをやらない、それができないならば、完全に将来世代にツケを払わせる、問題を先送りにしかたらないので、決してやってはならないと、そのように思っています。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 これを見直しを決定するにつけても議会も当然判断していくでしょうし、そこで困るというか、市民の声が全部が全部聞けるかというたら聞けるわけでもないし、判断は議会もせにやいけんと思うんですが、やっぱりさっき沖田課長がおっしゃったように、周知、ここのところもしっかりそれは行政としてしっかり徹底していただいて、私たちは的確なる判断をしていくという進め方をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 先ほどの秋田委員に関連するんですが、今、市長は可及的速やかにおっしゃいましたけど、今年度はどうなんですか。お伺いします。今年度やられるかどうか。というのが、管理料は今年度、決まってますよね。そういう意味で、可及的速やかにおっしゃる中で、今年度はどうなのかをお伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 管理料というあれがちょっとよく分からなかったですけど、指定管理料がどのように影響するという御指摘ですか。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 いわゆる利用率を上げるということは、地区の基幹集会所なんかについ

ては、いわゆる指定管理料を下げるのではないかということを思っております。関連がないですか。例えば地区でグラウンドゴルフをやりたい。今は無料だけど使用料を取ると、こうなると地区の料金改定もしなければならぬわけです。その辺がちょっと関連があると私は思ってるんですが。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 今のお話で、現在は料金がかかっていないというところであれば、今回は使用料の見直しでございます。現在かかっていないことでは減免対応なのかも分かりません。現在減免しているものの基準を変更するという形の御説明ではなくて、今回はもともとの使用料を改正するというお話となります。

以上です。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 そういう意味で、可及的速やかとおっしゃったんですが、今年度やられるかどうか、お伺いします。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 準備が整い次第、行います。

○芦田委員長 答弁を終わります。

先川委員。

○先川委員 もう一点お伺いしたいんですが、先ほどちょっと出ましたけど、減免規程も見直されるのか、どうかお伺いします。

○芦田委員長 沖田課長。

○沖田財政課長 今回は減免規程の改正は、現時点では考えていません。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 今の議論を聞いてまあまあ見えてきたんですけど、それぞれの施設ごとに料金改定されるときに、この3番の受益者負担割合の考え方をそれぞれの施設ごとに示されて、単価改正をされるのか、相対的にここで示されている中身ぐらいで、それぞれの施設の単価を変えられるのか、どのような考えでおられますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 整理してもらってもいいですか。今の質疑は一体何が聞きたいんですか。全然ポイントが伝わってこないんです。既に説明したことで足りないのであれば、どこが足りないのか言ってもらいたいんです。全部言ってますよ。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 どうもなかなか意思疎通ができんように悪いんですが、今、市長は準備ができ次第、単価改正をしていきたいという答弁だったと思います。それぞれの施設ごとに単価改正がされると思いますけど、その単価改正に当たって、この3番の必需性による分類、必要性による分類、これ

らをそれぞれ指し示してこの単価にしたんだということをされるんだろうと思いますが、そのようにされるのかいうことを聞いたんです。

まだこれで分かんんなら、また言いますけど。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 恐らく1人を除いて全員理解できてると思うんですが、執行部は、はなからこの資料を使ってそう説明してます。1ページの3は私が2回か3回ぐらい説明、言及しましたが、そもそも最初、課長がその後の4番以降、5番まで説明してます。

4番が何かと言え、ここに書いてありますよね、あるべき使用料、受益者負担の割合25%、50%、これこそが3番で示したその数値です。何を分かり切ったことを今、質疑されるのかこっちも戸惑うんですが、3に基づいて4がつくられていると冒頭で説明をしています。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 4は相対的な中身が書いてあるだけで、私が問うたのは、具体的に一つ一つについて、3番の負担割合の考え方を示して単価の改正をされるのかいうことをお伺いしようなんです。

まだ分かんようですので具体的に言いますけど、5ページ、一番上の郷野地区コミュニティ集会所、これの利用料について単価改正をされた場合、これも共通の部分へ乗ってくるんだろうと思いますけど、そうしたときに3番の受益者負担割合の考え、郷野コミュニティ集会所は選択的か中間的か必需的かいうところで見ると限り1だと。市場性による分類はAじゃと。1とAで幾らにしたというようなことを示されるのかいうて、それぞれの施設ごとの単価改正にここの考えを出されるのかどうかいうてお伺いするんです。

以上です。

○芦田委員長 石丸市長。

○石丸市長 では、その5ページをよくよく御覧ください。

まず表の上に区分って書いてあります。(1)から(5)、見えますか。読めますか。

○山本委員 読めます。

○石丸市長 それが2ページの4で説明した(1)以下です。そして、5ページの表の中で一番右、施設区分が書いてあります。(4)基幹集会所等、ここまて言えば全員さすがに分かるとは思いますが、この分類に基づいて受益者負担の適正化をすると、さっきからずっと言ってます。それ以外の方向はないですし、そのような発言は一つもしてません。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 4ページで(5)体育館についてお伺いします。

まず、吉田運動公園とその他とは分類されてるんですけど、この分類の理由をお伺いします。

○芦田委員長 沖田課長。

- 沖田財政課長 現在の使用料の条例の料金設定が違っているので、分類をしているというものになります。
- 以上です。
- 芦田委員長 南澤委員。
- 南澤委員 続いて、同じところでお伺いします。
- アリーナの使用料について、面積と営利という部分があるんですけども、営利の定義を教えてください。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 沖田課長。
- 沖田財政課長 どういうんですか、営利目的、そういったスポーツ大会とかではなくて、営利を目的にした利用の場合というところになります。
- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- 田邊委員。
- 田邊委員 すみません、関連する部分でちょっと具体的に、イベントそのものは営利目的ではないんだけど、そこでバザーの出店があって、そこで金銭のやり取りがあるというのは営利目的に入るという考えでよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 沖田課長。
- 沖田財政課長 運動公園でございまして、担当課が所管してまして、個別具体的などころまでは承知をしております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南澤委員 文化施設や集会施設においても、営利目的というか、商品の販促とかそういったことは可能だと思うんですけども、その辺りは個別に提示をされるということで理解してよろしいのでしょうか。
- 今回は基本的な方針を示して、利用料をこういうふうに変えていきたいと思ってますという報告で、個別の営利をどう捉えるかとかというのは、各担当課、例えば文化施設だったら生涯学習課とかそういうところが考えてくれよということの理解でよいかどうか教えてください。
- 芦田委員長 高下部長。
- 高下企画部長 今回は全体的な方針を示したものですので、具体のところは個別の条例改正のところでお示しができると思います。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- 以上で、公共施設の受益者負担の適正化についての報告を終わります。
- ここで、説明員入替えと換気のため、11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
これより消防本部に係る議案審査を行います。  
それでは、議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
逸見予防課長。

○逸見予防課長 「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について、説明します。

説明資料1ページをお願いします。

改正理由は、火災予防条例の規定の基準となる「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に基づくものです。

次に、改正内容を説明します。

(1) 変電設備については、換気、点検及び整備に支障のない距離は、キュービクル式に限定して求めるものではないため、キュービクル式以外も含めた全ての変電設備に対して対象を適用し、基本的な安全対策を取るよう改正します。

(2) 急速充電設備については、雨水等の浸入防止について対象を明確化しました。例えば、キュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものであればよいことになります。

(3) 蓄電池設備の改正については、現行の規定は、自動車等のバッテリーで使用されている鉛蓄電池の容量を表す際に適当なものでした。現在では、鉛蓄電池のほかに、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池など多様な蓄電池があり、その電圧も差があることから、規制区分の単位をアンペアアワー・セルから、現在一般的に電気エネルギーの大きさを示す際に用いられている単位であるキロワット時に改めます。

また、規制となる基準値については、規制の制定時に想定されていた鉛蓄電池について、4,800アンペアアワー・セルをキロワット時に直すと9.6キロワット時となることから、規制の対象を10キロワット時を超えるものとします。

さらに、一般住宅への設置が想定される10キロワット時から20キロワット時以下のものであっても、日本産業規格等の標準規格に適合し、出火防止措置が講じられたものは、一定の安全性が担保されているものとして、規制の対象から除くこととします。

続いて、蓄電池設備を耐酸性の床または台上に設ける基準は、近年、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、開放形の鉛蓄電池のみを対象とするよう改正します。

次に、蓄電池設備を屋外に設ける場合は、基本的に設備と建築物とは一定の離隔距離が必要ですが、延焼防止措置が講じられたもの等については、その離隔距離を不要とすることができる要件を追加することとします。

消防への届出については、このたびの改正で規制区分の単位を改めることにより、届出の要否を判断する単位もキロワット時となります。蓄電池容量が20キロワット時以下は、主に家庭用に用いられるもので届出不要とし、20キロワット時を超えるものは主に産業用・商業用に用いられ、出火した場合、延焼危険が高いことから、届出対象とするものです。

(4) 火気設備については、別表第3の厨房設備に固体燃料を用いた場合の離隔距離を新たに決めました。

施行日は、令和6年1月1日となります。

続いて、議案書を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。

2ページをお開きください。

上段、第11条の変電設備で「キュービクル式」の文言を削除しています。中段から第11条の2、急速充電設備で筐体について規定しています。

2ページ後段から3ページ中段までが第13条の蓄電池設備の改正部分となります。

3ページ後段から第44条の火を使用する設備等の設置の届出で、4ページ上段が改正部分となります。

5ページをお開きください。

別表第3の厨房設備の表に固体燃料を新たに加えています。

5ページ後段から6ページで附則として施行日と経過措置を規定しています。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員

この条例改正の施行日は令和6年1月1日となっております。これは何か理由があって、この1月1日からなんでしょう。

○芦田委員長

逸見予防課長。

○逸見予防課長

改正の基準となる省令の公布通知に基づいて、施行日を令和6年1月1日としております。

以上です。

○芦田委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第66号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて会議を再開します。

これより教育委員会に係る所管事務調査を行います。

先に、教育長より挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長

本日は所管事務調査、学校規模適正化推進事業について、報告事項、通学路の重点対策について、報告をさせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

○芦田委員長

それでは、所管事務調査を行います。

学校規模適正化推進事業についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

内藤教育総務課長。

○内藤教育総務課長

それでは、所管事務調査、学校規模適正化推進事業です。

所管事務調査の目的にありました事務事業進捗と今後のスケジュールについて、説明します。

資料1の1ページを御覧ください。

現在の状況は、7月下旬に行いました保護者アンケートの自由意見等の集約を行っている状況です。今回のアンケートでは、統合の校数について、「分からない」と回答した保護者にその理由を尋ねました。また、自由記載欄にも多くの御意見や感想をいただきました。

意見や感想を読むと、統合への理解を示す意見もある一方、具体的な姿が見えないため不安を抱えている保護者の意見も多くありました。

「分からない」での主な理由としては、現状でよい。通学時間が気になる。学校が遠くなる。

自由意見、感想では、肯定的な意見として、1校にして集団生活を学んでほしい。生徒に、より多くの選択肢が提示できる。否定的な意見として、箱物の建設に反対。また通学方法など具体的なことを知りたいといった意見がありました。

まずは、今後、当事者となり得る保護者の理解と不安の解消を図っていくことが必要だと考えています。そのため、当面の取組として、保護

者からいただいた意見の内容を集約し、市としての考えを回答していくこととしました。

よって、今後のスケジュールですが、点線囲みで示していますように、保護者アンケートの集約、回答を加えましたので、これにより推進計画の公表に向けてのスケジュールが6月に示したスケジュールよりも1か月から2か月程度ずれ込み、推進計画の素案公表が遅くなっている状況です。

アンケート結果については、2ページから4ページに参考資料としてつけています。今回アンケートに回答いただいた保護者は、対象者1,086人に対し811人、74.7%の回答率でした。

3ページにありますように、回答者の半数近くが説明会に参加していないという状況があり、課題と捉えています。

4ページは、校数についての問いです。前回のアンケートより1校案を選択した割合が増えていますが、説明会への参加数からも情報の浸透がまだ十分でない状況もあり、このことから、「分からない」と回答された要因の一つになったのではないかと考えています。

したがって、冒頭説明しましたように、保護者からの意見を一旦集約し、市の見解を取りまとめ、それを保護者に返していくという作業を行いたいと考えています。

今後も保護者が参加しやすい状況を捉えて、説明の機会をつくっていききたいと思います。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

6月の議会のときにもお伺いしたんですけれども、素案ができて素案を公表された後に住民説明というのを予定されていると資料にあります。この住民説明というのは、どのような単位で行う予定でしょうか。進捗があれば教えてください。

○芦田委員長

内藤課長。

○内藤教育総務課長

住民説明会については、今、旧町単位で文化センター等で行うことを考えております。前回でも御説明しましたが、土日とか日中、夜など複数のパターンを想定して必要に応じて託児所を行うなど、参加しやすい環境を整えたいと考えております。

○芦田委員長

答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員

今のお話であらかた分かったんですけど、先ほどのお話だと、ちょっと保護者アンケートをまず保護者に返すという話だったんですけども、対象者はここは保護者になるのか、それとも広く地域の皆さんも含めて一般の市民の方という認識でよいのか、お伺いします。

○芦田委員長

答弁を求めます。

- 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 対象は両方、保護者も市民もと考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 秋田委員。
- 秋田委員 ただいまの住民説明について、ちょっとお伺いするんですが、だから、この説明は旧町単位ではやられるんですが、しかも一般の方も含めてということで、説明内容は大体どのように考えておられるのか聞きたいんですが、まずは保護者のアンケートを基に推進計画素案ができとるんですよ。そのものを住民の方に説明をされようということなんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 住民説明ということになれば、パブリックコメントをしていくということですので、その推進計画の素案について、人数の推計とか施設の状況、通学とかの資料も提示しながら説明をしていく予定です。
- 芦田委員長 秋田委員。
- 秋田委員 その次に、だからパブリックコメント、あるいは意見の考慮ということなので、まだまだそこで、保護者の意見は当然いろいろ聞かれてるんですが、市民の声がいろいろあったとしたら、それはそこにまた考慮していく可能性はあるということではないでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 そのように考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田邊委員 今後のスケジュールということで、先ほどの説明で6月の予定のスケジュールよりは1か月から2か月程度遅れているということだったんですけども、とはいえ、この示された今後のスケジュールで、3月の議会で何かしら計画案といいますか基本設計で議決というところの、要は後ろは動いてないと思うんですけども、要は遅れた分、その期間が短縮されてしまうというところの現時点での影響は何かあるのか、伺います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。
- 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 現時点で大きな影響はありませんけども、スケジュールは押しているということで、ちょっと過密感が出ているということ、それから、計画素案の公表が遅くなるということです。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。

○南 澤 委 員 総務文教常任委員会では、この学校規模適正化推進について、議決が3月にあるということで、それに向けて住民に対する広く御意見を聞く公聴の場が必要ではないかということで、そういった議論を今しているところです。

そういったときに、住民説明と執行部というか教育委員会が行われる住民説明の際に、合わせて、議員、議会として広聴するような場が設けられたらいいのではないかなと、住民の方々にとっては2回に分けて行かなくてもいいので、一度で済むので住民にとっても参加しやすくなるのかなというふうに思うんですけども、そういったときに一緒にできないかというような提案があった際には、どのように執行部としては捉えますでしょうか。

○芦 田 委 員 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。

○柳川教育次長 広く聴く公聴会という意味だと思うんですが、そういった公聴会が何に基づいて開催されるものであるかとか、あるいはどういう手順で行われるかというところが今ちょっとはつきりしませんので、今段階ではちょっと判断できかねるんですが、議会としてやられるということであれば、そういった何か基準か何かをつくられて、その後に申入れがあれば、またその時点でちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○芦 田 委 員 長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。

○山 本 委 員 この中学校の統合問題については、行政側からの一般市民への説明が不十分だというふうに、ずっとこの場でも言うたり思ったりしよるんです。

前回6月に示されたときに、そこらまで質問したんですが、一からやり直したらどうかいうことを言ったんですけど、それはできんというので、説明会をしますからいうところで話があったんですけど、ここの1の現在の状況で、保護者からのアンケートの回答の中に、統合の校数についての考え方、分からない理由の中に、提案内容が具体的でないので判断できないという、これは直接、受益者の立場です。

一般市民は、今やる必要があるのかと、なんでせんにやいけんのかと、前に2校でやったのに何で突然1校になったんというて疑問だらけになっとなるんです。

その辺の一般住民への理解を求める説明と、ここで保護者が言うところ、提案内容が具体的でないので判断できないという、この解消、これについては市としての考えを取りまとめて回答するという表現になっとなるんですけど、要するに、直接声を聞いて、どういう内容やいうものを資料で示されて、聞いとらんけ、よう分からんいうのが、結果的にはこの回答じゃ思うんですよ。

それで、市民に対しても住民に対しても、今ちまたで言われとるような、我々が聞いとる理解されてない状況、これをこの11月の素案資料の公表、住民説明、ここで十分理解を得るようにするんだということなのか、その辺ちょっと聞かせてほしいんですけど。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 この11月の説明については、パブリックコメントを求める前提での説明となりますので、おっしゃいますように統合の計画、内容、それからその計画に至ったいろんな学校の状況、今、先ほども課長が言いましたように、生徒数の動向であるとか、あるいは保護者が一番心配する通学のことであるとか、そういったような具体的な資料も添えて十分に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 今の答弁は保護者向けだったと思いますが、住民向けも今の答弁に含まれておるといふふうに思ってもいいですか。

○芦田委員長 柳川次長。

○柳川教育次長 一般住民の方にもよく御理解をしていただけるように説明を行いたいと考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本委員 私がここで言っておきたいのは、今もって住民は、ちまたの中でなぜするんかが分かんないと。やるんならこうあるべきだというような意見を持って、たくさんもらうんです。

結果的にこの表でいうと、3月の議会で何か議会へ出されるように書かれとるんですけど、まず11月の説明会、2月の住民説明会、ここらできれいに払拭して、今、市民の人がよお分かった、理解したというような状況にしてくださいとかんと、3月の議会では、これからの手続が徒労に終わるんじゃないかというように思うんです。

そこらはしっかり住民が理解するような策を考えてやっていただきたいというふうに思うんですが、そこは任せてくださいですか、どうなんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 十分理解がいただけるように努力したいと思います。

○芦田委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 そういう意味から、11月にパブリックコメントというのがあるんですが、これは有用じゃというのが答弁されとるんですけど、説明とパブリッ

クコメントを並行しとるんです。説明を十分聞かにや意見は言われんと思うんです。ここは図上、工程表じゃ並行しとるんですが、そのところは十分説明をした後にパブリックコメントで意見を聞くと、こういう考えでよろしいですか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川次長。

○柳川教育次長 パブリックコメントをいただく上で、その前段としてきちんと理解をしていただけるように説明を行いたいと思います。

以上です。

○芦田委員長 ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 3ページのところで、説明会の参加状況を、内藤課長は半数近くの保護者が説明会に参加していない点が課題だというふうに捉まえているというふうにおっしゃったと思います。

それで、その後に資料の理解度は7割近くに達したということで、資料というのは6月の資料で頂いた教育内容編「『生徒が主役』の学校を創る」ということと、学校施設編「いまも、これからも、生徒も、先生も使いやすい学校づくりを目指して」ということで、これを理解されたのが7割いらっしゃいますよということは、ちょっと極端な質問になりますが、これはそのこと自体は、1校案に対して賛成ですよというふうに捉まえていいんでしょうか。そこは違うんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

内藤課長。

○内藤教育総務課長 教育内容編と学校施設編の資料を、説明会には行っていないけどもそれも読まれたときに中身は分かったよと、理解はしたよ、という保護者の方が多いです。それがイコール、じゃあ1校案に賛成だとか統合に賛成だとかということが全ては直結してません。いいことだから賛成もしたいけど、でもこういうところが不安なんだよというような自由意見もあります。

資料としては、中身はこんなふうに進めて、こんなふうな学校をつくりたいんだな、こんな教育になっていくんだな、ということは理解いただいていると考えております。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 分かりました。私が一番聞きたかったのが、やっぱり1校案に対して、保護者の方がしっかりとたくさんの人が賛成ですよという方向に向かっていただきたいの事実ですが、そのことが今度は住民の側から見たときに、保護者がしっかりもう1校案ですよというふうにいけば、住民の方もそれはそれでいいんじゃないかなという意見になると思うので、そこら辺りをしっかり今度、説明会なりパブリックコメントをいただくなり、それを反映するということをしつかりやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 すみません、説明を聞き漏らしてたら申し訳ないんですけど、3ページのイの1の説明会の参加状況のその他って、参加状況なので、参加した、参加してない、参加してないがウェブを見た、以外のことってどういう状況なのか分からないんですけど、ここをちょっと教えてください。
- 芦田委員長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 すみません、説明をしておりますでした。  
その他は49人いらっしゃいましたが、保育所では、参観日や保護者会総会を活用して説明会をしました。それで実施ができなかった保育所、幼稚園の保護者がここに入っております。参観日がなかったために資料配布のみで説明に代えさせていただいております。
- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で、学校規模適正化推進事業についての調査を終了いたします。  
続いて、報告事項に移ります。  
通学路の重点対策についてを議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 それでは、通学路の重点対策について、5ページ、資料2を御覧ください。  
これまでも通学路については、通学路交通安全プログラムによって学校からの改善要望を基に点検を行い、対策を行ってきました。  
安全な通学路をより早期に確保するため、このたび、通行量の多い少ないによる重点対策区域を定めました。また、新たにチェックリストを作成し、同じ目線で再点検を行い、優先的に安全対策を講じることとしました。  
このたび認定しました重点対策区域は、小学校で通学者使用率10%以上、中学校で通学者使用率20%以上の通学路です。この重点対策区域を再度点検した結果、通学路安全対策プログラムでの把握していた5件から、新たに13件の対策が必要となり、合計18件となりました。概算費用としては1,448万円を見込んでおります。  
その対策としましては、大きく二つの視点から取り組みます。一つ目として、交通安全確保の点からの対策、二つ目として、事故予防からの対策です。  
6ページを御覧ください。  
先ほどの18か所の学校別を一覧にしております。対策が必要な18件を今年度から3年間で優先的に対応し、通学路の安全対策を講じていきたいと思います。  
なお、学校ごとの危険箇所の位置、状況写真、対策等詳細につしまし

ては、今月中を目途に市のホームページで公開する予定としております。  
以上で説明を終わります。

○芦田委員長 これより質疑に入ります。  
この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありますか。  
田邊委員。

○田邊委員 まず、この新しく重点対策ができたことで、交通安全プログラムの位置づけってというのがどうなるのか、今後は交通安全プログラムがなくなって、今回の重点箇所を進めていくという考えなのか、そこをちょっと教えてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。

○内藤教育総務課長 まず、優先的にこの18か所を3年間で整備していきます。交通安全プログラムについては、並行して国や県との関係機関と連携していくプログラムになっておりますので、そちらのほうは関係機関と協議を進めていきたいと思います。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
石丸市長。

○石丸市長 基本的に市の対応としては、この通学路重点対策区域で完結します。なぜならば、これまでこの安全プログラム、ずっとあったわけなんですけども、ずっと完成しなかった、完了しなかった。そういうふわふわしたやり方ではなくて、同じ目線で基準をつくって、全ての通学路を一举に今回点検しました。なので、この3年をもって市としての安全対策は完成します。

その後、よほど情勢が大きく変われば、それこそ学校の位置が変わったり、新たにどこかに団地ができるというのはなさそうではあるんですけども、人が住む場所が変わったりすれば、追加で見直すというのはあり得る話ではありますが、基本的にはこれにて完了です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。

○田邊委員 すみません、確認をさせていただきたいんですけども、交通安全プログラムがそもそも5件あって、新たに対策が必要になったのが11件というのは、その何ていうか、計16件というのは、そもそも交通安全プログラムも含まれた16件という認識でいいんでしょうか。それとも5件は5件で別なんだけど、何ていうかな、16件のうちの5件は、もともとあった5件なので、そこは今回の重点箇所として全部含まれているということよろしいのか、ちょっと確認させてください。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。

○内藤教育総務課長 通学路交通安全プログラムで、小学校で言えば5件出てますが、それを含んだ数が16件となっています。

- 以上です。
- 芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 先ほど市長の答弁で、一応これで完結だというお話だったんですけども、ただ、やはり小学生で新たに入学をされたりすると、通学路そのものが新たに発生するということはあると思います。  
ただ、その場合、その通学路の道の利用率というのは少ないと思うんですが、利用率が低いけれども危険度が高いというような場所が出てきたときに、それはどういうふうに判断されるのか伺います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 先ほども少し言及したんですけども、市のできることには限りがあります。予算制約の中で、できる限りをやるというのが基本のスタンスです。  
なので、ただ田邊委員がおっしゃっている懸念というのは、あまり割合としては高くないんだろうなと思います。そもそも通学路が延伸する、そんな今まで人が住んでなかったところに住むというのは、起きにくいですし、何より率が上がるというのは余計に起きにくい話です。人が減り続けるまちですから。  
その意味では、基本的に今、市は、現時点が一番子どもの数は多いんです。間違いなく。現時点で取り得るべき対策は、ここに挙げた18件で完結と申し上げたのはそれが理由です。これ以上のプラスアルファが生じる可能性はありますが、それは程度の問題なので、1人、2人、新たに通学路が100メートル延びたからといって、そこで市は対応ができないというのが現状です。それが制約です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本委員 今のホームページに掲載を予定とあったんですが、場所やなんかは地図で示されるんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 地図上で示していきます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 安全対策の概算事業費についても説明をされております。先ほど市長は予算制約の中での取組になるということなので、ここの1,448万円、これは3か年ですが、これは市費だけで対応していくということで、国の交付金みたいなものはないんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。

玉井学校施設係長。

○玉井学校施設係長 事業の実施につきましては、建設課を中心に事業の実施を進めていくこととなります。その中で、交付金等、国・県の補助制度等を活用しながら進めていくというふうに聞いております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、通学路の重点対策についての報告を終了いたします。

ここで、執行部退席のため、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。  
続いて、その他の項に入ります。  
それでは、閉会中の継続調査事項について、御協議願います。  
本日、所管事務調査を行った学校規模適正化推進事業について、継続調査をするかどうか御意見ををお願いします。

南澤委員

○南澤委員 本日の調査で今後の日程、また住民説明の具体的なことというか、方向性は分かったんですけども、まだ素案もできていませんし、素案に対しての調査を次回の定例会より前にしっかりと把握しておく必要があります、その際に執行部に説明を求める必要があると思います。

また、3月に予定されていると言われている議決に向けて、引き続き調査が必要だと思いますので、本件についても、閉会中の継続調査をさせていただきたいと考えております。

○芦田委員長 ほかに御意見ありませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、学校規模適正化推進事業についてを継続調査事項として、定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。  
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。

その他、皆さんから何かございませんか。

南澤委員。

○南澤委員 もう1件、所管事務調査をしたほうがいいのではないかなという案件がありまして、案件としては認定こども園の基本構想作成業務について

です。

委員長のほうには申出書を出させていただいたんですけども、事務局のほうで、一旦皆さんにそれを配っていたことは可能でしょうか。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 申出書に沿って内容の説明をさせていただきたいと思います。

調査事項としては、認定こども園基本構想作成業務についてです。調査目的としまして、令和5年3月議会で当該予算の修正を議会で行いました。その後、執行部からは、広報でこの件に関する見解は述べられたものの、住民や事業者の説明、意見聴取は行われておりません。

一方で、対象となる保育所や幼稚園は土砂災害警戒区域内にあり、施設も老朽化しておるため、早急な対応が求められる状況です。

移転先として示された旧田んぼアート公園予定地の必然性については、ほかの候補地もあるのではないかなと、代替地の検討の余地が残っていると感じています。吉田町内、吉田小学校の学区内に、ほかにいいところがあるのではないかなというふうに思っております。

というわけで、したがいまして、議会として代替地の調査・検討、あるいは住民への聞き取り調査を行って、これについてまとめていく必要があるのではないかと考えております。調査方法としては、執行部や市民への聞き取りだったり、執行部に対する資料の請求です。

具体的に説明を求める内容としては、代替地を幾つか候補を挙げて、そこに対して費用面であったり工期がどれくらいになるか、また、その場所に置くことに対するメリットやデメリットを比較検討していく必要があると考えています。

また、吉田町のこの辺りが、立地適正化計画の区域内に指定されたので、様々な補助事業、支援事業が使える可能性がある。この辺りもしっかりと検討に入れて工事費がどうなるのかということも比較検討しないといけないと考えております。

おおむね以上です。

○芦田委員長 今、南澤委員より御説明をいただいたとおり、所管事務調査の実施について、今の申出がありました。

申出について御意見がありましたら発言をお願いします。

秋田委員。

○秋田委員 今、頂いた申出書について、調査期間が令和5年第3回定例会閉会までということで、何がしかの動きがあつて、それから継続にするんですか。そういった手順でいいのか伺いたい。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 おっしゃるとおり終盤に差しかかってきておりますので、まず今この委員会の中で、これを所管事務調査として取り上げていただければ、改めて正式な委員会の中で所管事務調査をするわけなんですけれども、十分にアンケートを取ったりすることが、この会期中の中ではできませんので、引き続き継続調査という形に、定例会最終日までには

せていただいて、休会中にいろんな作業を進めていくということを想定しております。

○芦田委員長　ほかに御意見はありませんか。

先川委員。

○先川委員　代替地の調査というのは、これは執行部がやるべき話で、執行権の話じゃないかと私は思うんよね。この委員会で代替地を云々というのは、私はいかがかと思います。

○芦田委員長　ただいま先川委員の質問について。

南澤委員。

○南澤委員　代替地、3月の予算委員会のときだったかと思うんですけども、幾つか候補地を出されて比較した結果、田んぼアートのところがよいというような結果が出ていたんですけども、その内容についてああいった形で、もう少し詳しく工期はどうなるのかとか費用はどうなるのかといったところを、こちらのほうで提示したところに関して調査をしていただくと。調査というか比較検討していただく、そういう提案を行い、執行部に調査していただくことになると思うんですけども、そういう形で対案の提示が必要ではないかと考えております。

○芦田委員長　大下委員。

○大下委員　今の、予算がどのぐらいかかるか見積りをこっちが取るというのは、全く筋が違うと思いますよ。基本的には執行部が先に動いて、それで動くんなら分かりますけど、代替地にしてもそうですよ。先川委員がさっきおっしゃられたとおり、やっぱり執行部が先に動いてもらわんと、議会はそこまで動くわけにいかんと思いますよ。

○芦田委員長　熊高委員。

○熊高委員　何点か確認が必要だと思うんですが、保育所の関係もあったりするので、総務文教常任委員会だけでいいのか、それこそ。

○芦田委員長　マイクをちょっと立てて。

○熊高委員　すみません、もう一度申し上げます。

何点か課題があると思うんですが、保育所等も関わってくるので、総務だけでいいのかということがありますし、先ほども他の委員からもありましたように、代替地についての調査ということですが、まだ議会として、あるいは委員会として動く段階じゃないような気がするんですけどね。

ですから、議員の調査権で動くということは当然いいんだと思うんですが、この辺もこれまでの予算のことも含めて、いろいろ考え方がありましたので、ここまで一気に行けるのかなというのが、もう少し提案者からの説明がいただきたいというふうに思います。

○芦田委員長　暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後　１時１０分　休憩

午後　１時２１分　再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど休憩前に委員のほうから質問のあった三つの質問について、一応、私のほうから、この三つの質問をちょっと言いますね。

代替地の調査は市のやるべき仕事ではないですかということと、このこども園の件については、保育所も関わっているので、総務文教常任委員会としてどうこう言うのは、まだそういう段階ではないのではないか。もう一つは、議会がどうして先に動く必要があるのかと、この三つの意見に対して、南澤委員からお願いします。

南澤委員。

○南澤委員 まず1点目、代替地の調査は市の仕事ではないかということなんですけれども、まず、3月にこの予算が出たときに、市は8か所を検討した上で提案された旧田んぼアート公園予定地がよいのではないかと、市のほうでは結論が出ています。

その出た結論に対して、いやいや、そんなことはないんじゃないか。吉田町内、吉田小学校区内にまだまだふさわしい土地があるんじゃないかというのは、これは私たちというか、反対というか修正案を出した者の見解であります。

ですので、その見解をぶつけるというのは、我々の仕事ではないかなと思います。市のほうは、もう結論が出ていることに対して疑問を持っているのは我々だというのが、その答えです。

2点目、保育所、保育園も関わるので、これは産業厚生に関わる場所ではないかとおっしゃるのは、そのとおりだと思います。

ただ、この認定こども園基本構想作成の業務というのは、まだこれは企画部の所管の事務であると思いますので、主導としてはこちらからの主導でよいのではないかなというふうに考えます。

また、産業厚生委員会のほうにも、こちらでそういう結論が出たら、一緒にやりませんかということの問いかけをして、合同調査なり特別委員会なりという話がされればよいのではないかなと、主導としてこちらで動くことは間違っていないのではないかなというふうに考えてます。

3点目、なぜ議会が先に動くのかということですけども、これは議会が先というよりは、この基本構想は執行部が先に出してきて、当時としては反対理由として、保育所規模適正化計画、1小学校区につき1保育所という原則があって、そこがおかしいというのが1点目。2点目は、地域住民に対しての説明がないというのが2点目。3点目は、地元業者に対する話がない。誠実性に欠けるのではないかという点で、3点を挙げさせていただきました。

この中で、執行部のほうからの回答としては、まず、基本構想がないと、説明資料がないと住民にも説明できない、業者にも説明できないと。代替地というか、場所はあそこしかないんで、1小学校区に対して1保育所という原則はあるけれども、場所がほかにないいんだから、それはもう

しょうがないじゃないかというのが、執行部の回答です。

そうなってきたときに、いやいや、そもそも場所が違う、ほかにあるんじゃないかというところだったり、ほかの保護者の方々の皆さんがどう思ってるかとか、そういった点も議会として動いて、住民はこういう意思ですよと。あるいは候補地についてはこういうところがあります、こういう可能性がありますということを示して対案を出す必要があると考えておりますので、議会が動くべきではないかなと考えてます。

以上です。

○芦田委員長      ただいまの南澤委員の説明に対して御意見がありますでしょうか。

山本委員。

○山本委員      今の保育園の移転というのは、議会の仕事じゃなくて執行部の行政の施策の中の仕事になると思うんです。関係者の理解が得られてないというところが、反対の意見もあると思いますけど、まず、当事者である吉田町吉田にある保育園の保護者の関係、その人たちが可愛のほうまで行ってもええというようなことを思えるのかどうか。そこらのところを整理されてないし、可愛地区に行ったら、そこには隣接、裏になるぐらいのところには保育園があるわけですね、隣接するところに。じゃあ、その民業圧迫いうところの整理がまだされてない。

これらは、移転をするための前提条件として、関係者が理解を示していく必要があると思うんです。その辺も反対の理由の中に、言葉は関係者の理解が得られてないというのがあった。まず、移転を本気で考えるんなら、その辺を執行部が整理して、移転の手順に入っていくということが本来の姿じゃ思うので、こっちから移転先はここにしたらどうですか、いや、ここがええですよいうて、じゃあ保護者は移転を望んどって、そこら辺の移転先まで保護者の理解を議会が求めていかないかんのかいうようなことになるので、先に移転の必要性和関係者の理解、本気でやるんならその辺から手順的にはやるべきだと思いますけど、ちょっと長くなったんですけど、以上です。

○芦田委員長      ほかに意見はありますか。

秋田委員。

○秋田委員      今これを申出をされたということは、あくまでも所管事務調査、これをまずやろうかやるまいかということなので、私、先ほど定例会閉会までという期間に縛られる部分があるかなと思ったけども、調査の目的をここに掲げておられますけども、一応議会として、先ほど来、話が出るけども、3点、反対した理由等がありましたよね。そうしたことを踏まえて、委員会としてそのことはまず整理、もっと言えば整理をしていく上において調査が必要になってくるんだろうと。

だから、所管事務調査を継続として上げておけばという意見だと思うので、ただ、今話をされてるのはもっと深いところの話になるので、それはもう少し先の話になるとは思いますが、まずは議会がこれを修正案を出して否決してるから、まずは調査をしていくべきで、議会はど

うすべきかは、私は執行部で意思を表示していくべきだということという思いで調査を項目に上げていって調査をしたらどうかなという思いがしております。

以上です。

○芦田委員長 ほかに御意見ありますか。

熊高委員。

○熊高委員 私も秋田委員とほぼ同じ考えなんですけども、私は予算のときに、修正案に反対して原案の予算に賛成した立場でいろいろ申し上げておりましたけども、基本構想をつくるための予算であったんです。基本構想が見えてきて、今の候補地のことが適切なのかどうかというのも判断していく、あるいは、先ほど他の民間の事業者との関係も含めて、基本構想を上げて、そこらの状況を話をつないでいくんだと。そして市民の皆さんにも基本構想でこういうふうに進めていきたいんだということをある程度示した上で、いろんな話を進めていくんだというふうに私は理解をして、まず基本構想がないといろんな話ができにくいでしょうねという話をしたんです。

そういった観点からも、まず、候補地を絞って提案するというのをこの委員会でやるという、あまりにも局所的な話になっていって思うので、もし適切な用地があるのであれば、市民の皆さんにもそういうふうな話が具体的に出てきておるんなら、それは執行部のほうへ議員が提案してもいいでしょうし、いろんなやり方があるでしょうけども、そういった候補地を提案していくと、要望書というような形で提案していくというような形でもできるんじゃないかなと。

委員会ですらここまで今の時点でやるというのは、難しいというふうに私は判断しております。

以上です。

○芦田委員長 ほかに御意見はありませんか。

大下委員。

○大下委員 今、熊高委員が言われたように、基本構想だろうと思うんだけど、基本構想も何もない、ましてや民間業者の近くにそれを持っていくという状況の中には、まずその理解もなきゃいけないし、保護者の理解も当然、要ると思いますので、そこらからやっていかんといけんのじゃないですか。いきなり行政が決めたんじゃないけ、ここじゃいうわけにもいかんと思うし、だから順番が違うんじゃないですかいうことを言います。

○芦田委員長 ほかによろしいでしょうか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほど山本委員と大下委員がおっしゃった住民だったり事業者さんの理解のところを、私も気持ちとしては同じように思っています。まず理解を得てから進めていくべきだろうというふうに考えるんですが、執行者、執行権者である市長は基本構想をもって、それがないと雲をつかむような話になるので、基本構想をつくって、それをもって理解を求める

という手順だというふうな考え方でいます。

それは私たちが思う進め方とは違うと思うんですけども、でも、執行権者として権限がある方がそういうふうと言って、そう進めるんだと言っているの、それはそうなんだろうと思うんです。そうなんだろうなという、執行権者の権限でそうすると決めているわけで、基本構想がなければ先には進まない。幾ら言っても、基本構想がない状態で住民の理解を求めるにはいかないんだと思うんです。

そうすると、この話はこれ以上、先に進まないというふうになると思うんですけども、とはいえ、放置しておいていい話ではないので、なので基本構想のありやなしやという判断を、こちらでしていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 基本構想をつくるということは、見通しがあってつくるべきじゃないかというふうに思うんです。つくって話をしたが、地元の反対に遭うてできなくなったと。じゃあ、その基本構想をつくった費用はどうなったん。いや、地元の理解が得られんかって駄目で諦めましたというたら、どぶに金を捨てたようなもんになると思うんです。

ですから、大体想像できる障害はどうなんかというところで、関係者に説明をして、これならできるというところまできて、基本構想なんかに入っていくべきじゃというように思います。

ですから、反対の理由にあった関係者の理解を得る。得てないというところで得る努力をして、見通しが立ってやるべきというふうに思うので、議会が進んで建設に向けたことにはならないと思うんです。

じゃあ、議会が関係者に理解を求める。これは、まず執行部と議会との立場を逆さにしたような状態になるので、やるべきじゃないというふうに思います。

以上です。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 基本構想は見通しがあってやるべきというのは理解できます。そうであるべきだろうと、そうしないと無駄になるというのはよく分かります。

ただ、それは今の山本委員の考え方であって、私も共感する部分はあるんですけども、執行権者である市長はそうは考えてないわけです。

なので、そのままである以上、平行線なんです。平行線ではまずいので、その基本構想をつくるや否や、候補地がそこでいいのかどうなのかということ、やはり議論をしていく必要がある。代替地にここはどうですかという議論をしていく必要がある。そのために所管事務調査をしませんかというのが私の提案です。

さもないと、本当に物事が動かないというのが現状ではないかなというふうに考えます。

○芦田委員長 秋田委員。

○秋田委員 だから、今の話、いろいろあるんだけど、調査をして、執行部として、そりゃおっしゃるように基本構想は駄目なものをつくってもしょうがないんだけど、今のままじゃ何の話も執行部ともできないし、市民はみんな要らんよというもののばかりでもないと思うんです。そういう危険区域なんですか、そういった課題もあるわけだし。

だから今回の提案は、調査をしましょうか、しますまいか、というところをまず始めていかんと、そこの中身は確かに私も先川さんがおっしゃったように、代替地の話までというのは、もう極論に近いところがあるので、そこまでの調査、所管事務調査をすべきだと思うんです。それで執行部とやり取りをすべきじゃないかなという思いがしよる。その後でいろんな結論が出てくれば、それにこしたことはないし、今のまま何もせずに平行線で行っても、何もないと私も思うんです。

以上です。

○芦田委員長 山本委員。

○山本委員 秋田委員が言われる調査の必要性というのは、具体的にはちょっと分からんが、今の申出書の中を見たら、ここへ議会が代替地の調査や検討、それで住民への聞き取りというのがあるんです。我々が行って、住民や保護者になろうし、保育園がある郡山の下のほうの地域の行政区の住民の人を集めて、どう思われますかというようなことをやるということは、市がどういうふう to 動こうが、ほんまに必要ななら、議会がやる必要はないと思うよね。これは執行部がやる仕事だろうと思う。

それで、調査をして、こんなことまでせないけんのかというのは、私は疑問に思うんです。秋田さんが言われるように、所管事務調査に上げとって、執行部から聞き取りしようやというて言われるんですけど、執行部の動きがない中で、全くそういう出席した住民への理解を求める動きがない中で、調査のしょうがないと思うんですけど。

そういう意味じゃ、これ、南澤委員が調査の申出を出しとるんですけど、執行部がまずやるべきことをやるんが本来の姿じゃいうところで、この所管事務調査はやるべきじゃないというふうに思います。

意見として言うときます。

○芦田委員長 田邊委員。

○田邊委員 いろんな意見があって本当に納得できる部分もたくさんあるんですけど、そもそも僕も修正案を出した側の人間としては、どちらにしても今の保育所は危険区域にあるので移設しなければならないというのは、そこは皆さんの理解も得てるんだろうなと思いますので、じゃあ調査を委員会としてどこまでするかというところが多分、個人の認識の違いもあったりすると思うんですけども、ただ、一議員がこの小学校区内のこの候補地がいいんじゃないかとぼんと投げかけて、それを実際その費用がどのぐらいだとか、メリット・デメリットとか比較とかは、多分一個人がやるにはかなり限界があると思います。

それはそもそも執行部がすべきという皆さんの御意見も非常によく分かるので、要は、ここの土地があるのはどうですかという提案をして、そこの調査をしてくださいというものを議員としてするよりは、委員会として、ここの土地の調査をしてくださいというふうに言うほうが、効果が高いのではないかなと思うんですけども、そのほうが、より前に進む可能性があると思うので、実際、執行部が調査した結果、旧田んぼアート跡地と比較するとこういうふうなメリット・デメリットがありますというものを、またさらにそこの所管事務調査の中で執行部とのやり取りができると思うので、まず、最初の段階のここはどうですかという依頼といたしますか、ここをちゃんと調査してくださいよという依頼を出すのは、やはり議員個人で提案するよりは委員会として、まず出せる形にしておいたほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

○芦田委員長 大下委員。

○大下委員 今、田邊委員が言われるのも分からんでもないけど、委員会として出すんだったら、その土地を提案するんだったら、地元の了解も得んことにやるいうことはできんですよ、そりゃあ。委員会で何しよったんか言われますよ。そこらも、よう考えて動かんといけんと思います。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 今、大下委員が指摘された代替地・候補地については、もちろん地権者の了解が得られるところについての提案というか、調査をお願いすることしかできないと思いますので、その辺りは御心配なく考えていただければいいのかなというふうに思います。

人の土地を、ここを調査せえというのは、ちょっとあまりにも横暴なことなので、そういったことはないと考えていただければと思います。

○芦田委員長 大下委員。

○大下委員 併せて保護者の了解も要りますよ、よいことですよ。

○芦田委員長 先川委員。

○先川委員 ちょっとよう分からんようになったんだけど、本来、本当こんなことを議会がやらないといけないのかというのが素直な気持ちです。本来これは根が深いんですよ、地元へも説明が不十分だと。これは本来、執行部がやる仕事でしょう。そこらを地ならししていくのが、それをなしにしていきなりこの前、採決まで持ってきたわけだから、いろいろ聞いてみると、地元の了解を得てないとか、地元業者の了解を得てないとか、いろいろあったけど、確かに老朽化して建て替えにやいけんのは事実です。もう少し地元の説明云々をやった上でいかないと、これは、私は執行部の責任だと思ってます。

今、中学校の統廃合の問題で、これ、執行部が説明しないと、次の問題になるのかもしれませんが、我々も公聴会へ、できないと言ってるじゃないですか。てれこになるんですよ。

やはり執行部の方向を見極めて議会がどうすべきかというやり方でないと、私は、この議論はそれぞれの議員の思いであられるわけですが、

本来議会がどうしないといけないんかということが、ちょっと今回の提案については、私は否定的です。

○芦田委員長　ほかにありませんか。

熊高委員。

○熊高委員　皆さんおっしゃることを、なるほどなと思って聞いておりましたし、今、先川委員がおっしゃったように、ちょうど中学校の統合の話と何かリンクしてくるような感じもするんです。

先ほど私が申し上げた産業厚生との関係もあるのではないかという話をしましたら、今は企画部の段階なので、この総務委員会でいいだろうと。なるほどなと思って、だったら企画部の基本構想の分を、予算のときに修正案を出していったわけですから、その部分を今、執行部がやるべき、あるいはやってるべきことを、もう一度確認すべき必要があるんじゃないかなと。

そういう意味で、企画段階の基本構想を含めた三つの課題がありますよね。民間事業者との関係、そして今、中心的な議論になってる用地の問題、あるいは学区といいますか、区域の問題、この三つが課題として出てきた上で、修正案という形になったわけですから、その辺をもう一度、執行部のほうに問いただすような機会が必要じゃないかなと。

そういう意味での総務委員会の調査というのがあるべきじゃないかなというふうに私は思うので、それをやっていただきたいなという気がしております。

以上です。

○芦田委員長　じゃあ、それぞれの委員の意見も出ましたので、どのように取り計らいましょうか。多数決にするか、先ほどの意見が出た中では、ちょっと時期がまだ早過ぎるんじゃないかという意見も出てますので。

熊高委員。

○熊高委員　この提案書というものは、気持ちは分かるんですよ。ただ、さっき大下委員、先川委員がおっしゃったような形で、手順を間違うと、どちらの責任でどうするんかという混乱が生じるような気がするんです。

ですから、まずもう一度、執行部のこれまでの取組、あるいは予算が修正されたということも含めて、もう一度、原点に返って議論をするような、総務委員会としての事務調査をして、それから再スタートしてもいいんじゃないかなという気がするんです。そういうふうな取扱いを私は希望します。

○芦田委員長　ただいまの熊高委員の、今いろんな御意見も出てますけど、手順を間違うと混乱するので、原点に返って議論をしてから進めてもいいんじゃないかという意見なんです。

南澤委員。

○南澤委員　手順を間違うとというのは、すみません、もう少しちょっと具体的にお聞かせいただかないと、ちょっとうまく整理して飲み込めてないので、何をどう間違うと、どういう結末になるのか、どういう懸念があるのか

というのを、ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○芦田委員長 熊高委員。

○熊高委員 先ほど大下委員等がおっしゃったように、用地の問題というのは地権者の関係もあったり、それを議会としていろいろ調査をしていくという形の中で、調査権がどこまであるのか、あるいは権限がどこまであるのかというようなところのことに行き着いたときに、地権者を中心とした住民との関係というのは、誰がどう整理していくんかと。そのところは手順として、先に動くと後々混乱が生じる。そういう意味で、手順は少し、一気にここに用地の関係でいくというのは、混乱を生じやすいというふうに申し上げました。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 ありがとうございます。懸念されている点が分かりました。

用地については、保育所になる可能性のある土地ということになるので、それによって周辺の地価の変動等に影響がないこともないと思うので、そういった点はやはり慎重に行わなければならないなというふうに考えております。

この調査申出書の中に、中段よりちょっと下ですかね、調査内容のところに、代替地の調査のところで、周知と配慮が必要な物件であれば慎重に検討ということで書かせていただいた部分が、そういった辺りのことを念頭に置いて入れた一文であります。

当然そういう配慮というか、周辺に対する配慮もしながら検討していけば、今、言われた懸念というのは解消できるのかなと思うんですけれども、ほかにそういった懸念点はございますでしょうか。

○芦田委員長 田邊委員。

○田邊委員 皆さんの議論を聞いてて、熊高さんの意見が非常に分かりやすかったので、今の我々の現時点の確認が、まず必要だろうということで、熊高さんの意見に賛成します。

多分、この南澤委員が出されたのは、次のステップになるものなんだろうなというふうに考えました。今回、中学校の件で保護者の公聴会をやろうという提案をしたときに、皆さんが、それは必要だねと言ってくださったのは、皆さんの認識はそこでそろっていたのでそういうふうになっていたわけで、現状この申出書がそういう意見になってないというのは、多分みんなの足並みがまだそこまでそろってないということだと思うので、まず第一段階として、熊高委員がおっしゃったような現状の認識を確認するという調査をまずして、その上で次のステップで、南澤委員が出されたこの提案書をやっていくかという議論になっていくんだろうなというふうに思いましたので、熊高委員が言われたような、まず現状の把握を執行部と確認するという調査を、所管事務調査としてするのがいいのではないかと思います。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 熊高委員、田邊委員がおっしゃった現時点の現状の認識を確認して、

認識をそろえるというのは、そのとおりだなというふうに思うんですけども、それって所管事務調査ですかという話になってきて、それは委員内で話をして認識をそろえたらよいのではないかなと思うんです。その上で、必要なことを調査していく必要があると。

なので認識を共有するというのは、協議会の中でした上で、所管事務調査に向かうのか向かわないのかというのは、また協議があるとは思いますが、まず所管事務調査事項として取り上げるべき議題なのかどうなのかというのは、ちょっと疑わしいなというふうに思いました。

○芦田委員長 田邊委員。

○田邊委員 そこを執行部に確認するという意味です。要は、この認定こども園基本構想の事業は3月の議決で一旦止まっていて、じゃあ執行部はどういうふうに今、考えてるのか、先ほど市長がという意見もちょっとあったんですけども、執行部自体が今この件に関してどう考えてるのかっていうのを、執行部に聞く場をつくるのが所管事務調査だと思うので、そのために必要なことだと思います。

○芦田委員長 それでは、意見も出尽くしたようなので、今回、南澤委員が出された所管事務調査について、賛成か反対で採決するというところでよろしいでしょうか。

熊高委員。

○熊高委員 賛成か反対かというよりか、多様な意見が今、出たわけですから、進んでいけば南澤委員が提案されたようなことにも行き着くんだと思うんです。執行部の考え方を聞いた上で、そのことを田邊委員がおっしゃったんだと思うんです。私の意見がなかなか理解されないので、田邊委員が初めて私の意見を理解してくれたなと思って非常にうれしかったんですけども、だからそういう段階なので、南澤委員の提案されたことは、南澤委員もそういうふうに今おっしゃっていたんだというふうに受け止めたので、採決をするというよりか、委員長のまとめの中で、今の認定こども園基本構想作成業務について、もう一度、調査をするんだというふうにまとめていただければ、これも先では出てくる可能性があるのも、というふうに私は思いますし、特に田んぼアート跡地の部分は、この企画部がやってるというのは、公園化も含めたいろいろ提案ですから、範囲が広いんですね。この認定こども園というだけじゃなしに、そういった業務を交えた中で今回の認定こども園基本構想というのを企画の段階でつくっているわけですから、それをもう一度聞きましょうというふうにしていいただければありがたいなと思います。

○芦田委員長 だから、それは所管事務調査としてでなくてということですよ。

○熊高委員 いや、所管事務調査ですよ。

○芦田委員長 南澤委員。

○南澤委員 大枠としては認定こども園基本構想作成業務についてだと思うんですけども、その調査目的とか内容について、再度、現状どうなっているかということを執行部に調査するというのを目的として、執行部に聞

き取り調査をするという内容の調査内容に変えた申出書を再度つくり直して、それを皆さんの合意を得た上で進めていくべきなのかなと今、議論を聞いて思いました。

そういう内容でいいですかということをお諮りいただけたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

○芦田委員長 大下委員。

○大下委員 今のでいいと思うんですけど、基本的に今の元田んぼアート跡地は反対したわけですから、それからの執行部の動きがどうなっとるかいう確認をするのはいいと思います。

○芦田委員長 では、今、御意見がありましたので、南澤委員のほうも、ほかの委員からの意見もいろいろ聞いて、やっぱりこの所管事務調査の内容も見直して、もう一度協議してもらおうということではよろしいですか。

○山本委員 もうこの場で、今、南澤委員が、修正だと、調査内容を修正します。こういう内容でどうですかと今、言われたじゃないですか。それをもう諮ってもらったらいいいんじゃないですか。また言われたことを調査願を出して、またここで議論するということは、また二度手間じゃ思うんですよ。

○芦田委員長 いいですか。今、南澤委員がいろんな意見を踏まえて、もう一回出しますということなので、今ここですぐにまとまるのならそれでいいですけど。

○熊高委員 まとめようと思えばまとまるんだと思うんですが、それこそここで暫時休憩をして、そのまとめができるなら、したもので、休憩後にそれを諮っていただければどうでしょうか。

○大下委員 焦ってやることないだろう。

○芦田委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

午後 2時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

熊高委員に、意見をよろしく願いいたします。まとめてお願いします。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど来から議論がありましたように、南澤委員が出された所管事務調査の申出書、内容については、少し時期尚早じゃないかなという気がしました。

その中で、認定こども園基本構想作成業務については、執行部との接点十分、今なされてない状況でありますので、これまで企画部が出した内容について、あるいはその後の進捗状況等について、改めて認定こども園基本構想作成業務について、所管事務調査をすればいいというふうに思います。

この案件は緊急性もありますので、時間を置かずにやるべきだろうというふうに思います。特に中身については、民間事業者との関係、あるいは南澤委員が出された用地場所の関係、あるいは学区の区域の問題、こういったことも含めてありますし、先ほどあった田んぼアート公園予定地ということで、この認定こども園をつくることに併せて公園化という課題もありますので、そこらを包含したいろいろ執行部の考え方を総務委員会として調査をしていきたいというふうに考えておりますので、そういう御提案をさせていただきます。

以上です。

○芦田委員長 熊高委員の意見について、それで進めていくということで皆さん賛成ということでしょうか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 じゃあ、全員賛成ということなので、今回出している所管事務調査については見直しを行って、それは委員長に一任をしてもらうということで、それで議長のほうへ提出ということでしょうか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 では、さよう決定いたしました。  
そのほかに皆さんから何かございませんか。

〔なし〕

○芦田委員長 では、ないようでしたらその他の項を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言願います。

〔正副委員長一任〕

○芦田委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって、第8回総務文教常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時10分 閉会